平成２８年（フ）第１５４号
川崎市川崎区追分町10番16号　聖風ホーム１号館、前住所川崎市川崎区下並木15番地５さつき荘　２Ｆ　35号室
債務者　後藤　尚樹
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
川崎市川崎区鋼管通２丁目12番２―104号　エステートピアＭ２
債務者　岸本　吉正
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
川崎市川崎区渡田向町23―１―202　ファインズコート渡田
債務者　下澤　薫弘
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
川崎市幸区小倉２丁目15番30号、前住所神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目23番43号　エテルナさがみの203号室
債務者　高森　陽介
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
川崎市川崎区渡田向町13番１―305号　宮島マンション、前住所川崎市川崎区宮前町11番18―206号　ガーデンヒル
債務者　若林　　茂
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
川崎市川崎区浜町１―９―４　カーセルチェ402号室、住民票上の住所相模原市緑区東橋本２丁目23番12号　カレント橋本203
債務者　佐藤　知佳
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
川崎市多摩区菅北浦３丁目13番26―203号　昌美グローリアハイツ
債務者　細井　歩美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
川崎市中原区上小田中１丁目11番４号　フロントハウス　201
債務者　小林たまみ
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
川崎市多摩区長沢４丁目12番２―203号　西長沢住宅
債務者　根本　和美
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
名古屋市西区大野木１丁目140番地　エスパシオ大野木201、住民票上の住所名古屋市西区香呑町４丁目51番地
債務者　伊藤　　稔
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６１号
愛知県知多郡阿久比町大字植大字箕山２番地５　グリーンハウスＭ―Ｉ102号
債務者　岩橋　秀樹
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６７号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目22番地　県営光ケ丘第二住宅２棟104号、従前の住所愛知県小牧市大字大草4300番地　大善ハイツ201号
債務者　藤田　浩一
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９２号
名古屋市西区枇杷島４丁目９番１号　かねい荘102号
債務者　倉橋　信久
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９３号
名古屋市中川区荒江町15番８号　遠藤ビル303号
債務者　佐藤　浩憲
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０号
高知市薊野西町１丁目９番７号
債務者　植元　功朗
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
高知市針木本町26番６号
債務者　門田　明美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６２号
高知県香美市土佐山田町角茂谷1820番地２
債務者　横山　竜一
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　高知地方裁判所破産係